

事務連絡
令和3年12月24日

各都道府県衛生主管部（局）
民生主管部（局）
認定こども園主管部（局）
教育委員会
私立学校主管部（局）
各種学校主管部（局）
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管部（局）

御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
医政局地域医療計画課
医政局看護課
子ども家庭局総務課少子化総合対策室
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局総務課
社会・援護局保護課
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課
老健局認知症施策・地域介護推進課
老健局老人保健課
保険局医療課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省大臣官房国際課
総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

布製マスクの配布希望の申出等について

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、布製マスクについては、希望する介護施設等への配布等をこれまで実施してきたところです。

一方で、事業の実施に伴い生じた在庫に関して、保管等に費用を要する状態が継続しており、令和2年度決算検査報告においても「厚生労働省は、その有効活用を図って保管費用等の節減に努めつつ、売払い、譲与等も考慮に入れた対応を検討すること」とされていることも踏まえ、今般、在庫の解消に向けた今後の進め方を別添のとおり整理したところです。

今後、有効活用のために配布を希望する方等のニーズを十分に踏まえながら、必要な対応を速やかに実施していくこととしており、有効活用の実施については、下記Ⅰ、Ⅱ及びⅢのとおり、介護施設等に加えて、自治体及び個人等についても希望に応じて配布することといたしました。

各都道府県におかれましては御承知おきいただいたうえ、管内市町村や貴部局所管の関連団体、関連施設等に周知いただけますよう、よろしく願いいたします。

担当者連絡先 マスク等物資対策班（布マスク担当）
TEL 03(5253)1111 内線8485
03(3595)3439（夜間直通）

<別 添>

布製マスク 在庫の解消に向けた今後の進め方について

記

I 介護施設等からの布製マスクの配布希望の申出について

1 布製マスクの配布希望の申出及び配布方法

(1) 配布対象

- 別紙1に掲げる介護施設、障害者施設、児童福祉施設、福祉事務所等

※ 「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」（令和2年12月3日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）における配布対象と同様です。

(2) 配布する布製マスク

- 配布する布製マスクの規格等は以下のとおりです。

① 平型

- ・ 本体の大きさ：縦9.5cm×横13.5cm
- ・ 生地素材：綿
- ・ 配布枚数：原則として100枚単位
- ・ 配送箱の大きさ：(100枚) 300×215×150 (H) mm
(1,000枚) 490×470×400 (H) mm

② 立体型

- ・ 本体の大きさ：縦14.0cm×横20.0cmなど
(メーカーによって縦×横の大きさに若干の相違があります)
- ・ 生地素材：ポリエステル
- ・ 配布枚数：原則として100枚単位
- ・ 配送箱の大きさ：(100枚) 300×215×150 (H) mm
(1,000枚) 490×470×400 (H) mm

※ 必要配布枚数については、原則として100枚単位で必要な枚数を記載いただくようお願いします。

※ 布製マスク、配送箱の大きさについて、個体によって多少の誤差がある場合があります。

(3) 申出時期

- 令和3年12月24日(金)～令和4年1月14日(金)

(4) 申出方法・配布の流れ

- 以下の厚生労働省のホームページにおいて、提出様式ファイル、配布希望を

受け付ける専用メールアドレス及び電話番号や手続等の詳細について掲載しています。

- ・ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html
- ・電話番号：0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）
 - ※ ただし、12月29日（水）～1月3日（月）は実施していません。また、電話が集中し、つながりにくい場合があります。
- ・メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

- 配布を希望する際は、提出様式ファイルをダウンロードし、申請者名、住所、電話番号、必要配布枚数等の必要事項を記載のうえ、メールに添付して上記アドレスに送付してください。

※ 原則としてメールにより申出を受け付けておりますが、インターネット環境等によりメールでの申出が難しい場合は、電話による申出も可能です。

- 1月中旬以降に順次配布いたします。

2 介護施設等に対する周知の依頼

- 各都道府県におかれましては、管内市町村や貴部局所管の関連団体、関連施設等に周知いただきますようお願いいたします。その際には、別添1「介護施設等に対する布製マスクの配布希望の申出に関するリーフレット」をご活用ください。

3 その他

- 先日発出した、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」（令和2年12月3日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）「介護施設等に対する布製マスクの配布について」（令和2年8月4日厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）事務連絡）については廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。
- 上記の廃止に伴い、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出に係る提出様式の変更について」（令和3年11月4日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）においてお示しした毎月配送については、本日以降新規の受付は行わないとともに、これまで受付を行った毎月配送については令和4年2月末までの配送といたします。
- なお、無償配布した布製マスクについては、転売や、商業利用をはじめとする不適切な利用はできません。

<別紙 1 >

配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類

<別添 1 >

「介護施設等に対する布製マスクの配布希望の申出に関するリーフレット」

(令和 3 年 12 月 24 日改定)

配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類

介護施設・事業所等（注1）、障害福祉サービス等施設・事業所（注2）、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等（注3）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、保護施設等（注4）

（注1）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（健康保険法指定事業所を含む。）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）

（※）在宅サービス利用者分の配布方法等については、別途お示しいたします。

（注2）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所

（注3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所

（注4）救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関

介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

別添 1

布マスクの配布を希望される場合、
令和4年1月14日までに申出をお願いします。

1 布マスクの配布について

令和2年3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

現在、既に配布を行った施設にも希望に応じて配布を行っているところですが、当面の間としていた申出期間について、令和4年1月14日（金）までの受付とすることとしました。配布を希望する場合は、上記の期限までに、このリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設、福祉事務所等の利用者・職員に限ります。詳細は[こちら](#)のP4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

3 配布枚数・配送形態

原則として100枚単位で各施設等で必要な枚数を配布します。

なお、配送形態について、令和3年12月24日（金）からは、単発配送のみの受け付けとなります。これまで受付を行った毎月配送については、令和4年2月末の配送までといたします。

※ 100枚未満をご希望の場合は、コールセンター宛てにお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

4 申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

（様式・詳細はこちら）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

※電話が集中し、つながりにくい場合があります。



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

布製マスクの配布希望の申出方法

メールによる申請

1

ホームページへアクセス

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、④電話番号、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

1月中旬以降に順次配布

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

Q & A

Q.これから毎月配送の申出することができますか。また、すでに申出した毎月配送についてはどうなりますか。

A.令和3年12月24日（金）からは新規の受付は行いません。これまで受付を行った毎月配送については、令和4年2月末の配送までといたします。

Q.申出した布製マスクはいつ頃に届きますか。

A.1月中旬以降に順次配布いたします。

Q.配布される布マスクはどのようなものですか。

A.マスクの大きさは、平型で縦9.5cm×横13.5cm、立体型で縦14.0cm×横20.0cmです。（個体によって誤差がある場合があります）